

初任者の一方的 免職は許されない

高橋裁判で勝利判決

京都市



初任者への支援体制こそ求められる

大阪高等裁判所第10民事部（赤西芳文裁判長）は、6月4日、京都市が05年3月31日付で強行した条件付採用期間中の高橋智和さんへの分限免職処分を取消す判決を言い渡しました。京都地裁判決につづいて、高橋さんへの処分は不当であるとした全面勝利判決であり、「教職における雇用の安定と身分保障は、教員の利益にとっても、教育の利益のためにも不可欠」とする「教員の地位に関する勧告」の立場にも合致するものです。しかし、不当にも京都市教委は、文科省と相談のうえ最高裁へ上告。最高裁での判決確定のために、引き続き全国的なとりくみが求められます。



判決確定させる たたかいに 引き続き支援を 新谷 一男 京都市教職員組合執行委員長

京都市教委は、最高裁へも、熱い支援の広がりがあったことが大きく、大阪高裁の意義は薄れるものではない。また、この判決は、京都市教委に軽き高橋さんへの処分は不当であるとした、全面勝利判決です。文字通り本人ががんばりもありませんが、なんと言っ

た。片の自負すらなく、際どい自分を責め続け、つづいて、退職強要、免職処分強行... 繰り返す日々、自信、希望、展望、笑顔... 何もかも踏みしめられた私、が、ついに同裁でも不当処分撤回を勝ち取ることができました。これまでに4年間、私を支えてくださった京都をはじめ全国のみなさん、本当にありがとうございました。今後とも、子どもたちと仲間のためにも、がんばります。



子どもたちと 仲間のためにも がんばりたい 原告 高橋 智和さん

どれほど自分を責め続け、つづいて、退職強要、免職処分強行... 繰り返す日々、自信、希望、展望、笑顔... 何もかも踏みしめられた私、が、ついに同裁でも不当処分撤回を勝ち取ることができました。これまでに4年間、私を支えてくださった京都をはじめ全国のみなさん、本当にありがとうございました。今後とも、子どもたちと仲間のためにも、がんばります。



教育委員会の人事権の 濫用を許してはならない 全教常任弁護団代表 村山 晃 弁護士

教育委員会は、「新採教員の免職処分については広範な裁量権がある」と、あたかも自由に処分できるかのよう主張しています。今回の大阪高裁判決は、こうした教育行政の人事権濫用を厳しく批判しました。判決は、新採教員の分限免職が法的に認められるためには、①学校側が適切な指導・支援態勢を整え、本人に改善へ向けて努力する機会を付与すること、②

が前提となる、と明示しました。そのうえで、教員の評価をするについては、①個々の事象に過度にこだわらず、一定の時間の経緯の中で行うこと、②教員の児童への指導は裁量の余地があるので、主観の入りやすい事柄を避けること、③客観的で安定した方針のもとで、今後の研鑽によっても適性が備わることが困難かどうかを検討することが必要であるとしています。こうした要件は、新採教

1年目の教師に 希望を与える判決

千葉県鎌ヶ谷市立道野辺小分会
伊藤 智子さん

教員採用1年目は、教師としても未熟でもあるので、管理職がフォローし、その人を育てていくという校内体制が必要です。私は、教員として採用さ

れから今年度で3年目になりますが、1年目から学級担任となり、先が読めず不安な毎日を送っていました。その時に支えられたのが、学年の先生方や初任者研修時の指導教員、管理職の先生方です。私は、いつもあたたかい目で見てもらい、育ていただきました。そのおかげで現在の自分があると思います。自らの経験からも、今回の判決は当然であり、1年目の教師に希望を与えるものだと思います。